

Title	元禄時代の財政学説一斑
Sub Title	
Author	原, 萬里
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.11 (1917. 11) ,p.1501(107)- 1510(116)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171101-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を差引くも、尙ほ七億一千八百萬弗の自由金準備を有すれば、之を紙幣發行準備に充當して極度紙幣を發行するとすれば、十七億九千五萬弗を新に供給するを得べし、假令戦後各國の金爭奪に逢いて、二億、三億の金流出を見ることあ

りとするも、尙ほ十億乃至十二億の増發を爲すことを得べし。故に今日の狀勢より推して準備銀行は戦後の恐慌に方りて十分事變通貨を供給し得るの地位に在りと見るを得んか。

前號正誤

前號正誤前號本篇中活字の誤植ありたるに付き左の通り訂正す。

頁	行	欄	誤	正
一一〇	七	下	純銀三七・二五グレーン	純銀三七一・ ^四 / _六 グレーン
一一一	三	下	金單位制	金單位制
一一二	〇	上	(純量目三七・二・五)	(純量目三七一・二・五)
同	一四	上	量目四二・五・五グレーン	量目四二・五・五グレーン
一一三	一〇	上	一八九六年七月	一八九六年七月
一一四	四	下	一七八二年	一八三七年
同	五	下	四二・七五グレーン	四二・五グレーン
同	八	下	結果は	結果
一一六	一三	上	年より一九〇二年	年より一八九二年
同	一三	上	一九〇二年	一八九二年
一一七	一四	上	合衆國に於て	合衆國に於て
同	一四	下	僅に二千萬弗	僅に二百萬弗

元祿時代の財政學說一斑

原 萬 里

第一 一般財政に關する學說

徳川開幕以來家康秀忠の創業時代は儉素を以て用を節せると、松平伊豆、大久保石見、本多佐渡等に於て金銀採鑛に力を盡せるとは府庫を充實せしめ幕府の財政をして豊饒ならしむるを得たり。然るに三代家光の世、日光廟、秀忠廟等を始め大土木を起す屢々なるに及び幕府の財政は漸く傾かんせりと雖、未だ初代二代の蓄財は財政の窮乏を訴へしめざりき。四代家綱の代に及びて一方大土木を起すと共に他方には天災の到る頻々にして茲に府庫窮乏の端を發せり。五代綱吉、職を襲ふに及び、始め心を政治に用ひ、經綸亦見るべきものありしが彼の後半

生は全く政に倦みて、世は所謂元祿華美の時代となり財政上支出の益々多きを加へて幕庫は大缺乏を來せり。

吾人は當時の幕府が財政狀態を精細に數字上に詳にするを得ざるを遺憾とすれども、當時の經常費が既に歳入に超過し、之に常に經常費以上の多額支出を要せし臨時費を加算するときは歳出は歳入の二倍餘に達せしことは確實にして此間の消息は新井白石の著折たく柴の記に明なり。即曰く

「今重秀が議り申す所は御料總て四百萬石歳々に納らるゝ所の金は凡七十六七萬兩以外長崎の運上と云ふもの四萬兩酒運上といふもの六千兩(中略)此内夏冬御給金の料三十萬兩を除く外餘る所は四十六七萬兩餘なり去年の國川凡金百四十萬兩に及びり此外に内裏を造りまいらせらるゝ所の料凡七八十萬兩を用ひらるべし。されば今國財の足らざる所凡百七八十萬兩に餘れり。

如斯幕府財政の窮乏と等しく、一般華美の風俗は延いて諸侯の財政にも困難を來さしたり荻

生徂徠曰く

江戸の物價高直なるによりて次第にもの入り強くなるなり慶長寛永の頃までは諸大名の謀叛を氣遣ひ金を遣はするやうにすること其時分御年寄の計策なりこれによりて御老中の御大名よりものを取る事御奉公の筋にて其時分は曾て遠慮なきことなりと云ふ。此筋盛になりて御先々御代の頃は御手傳等仰せ付らるゝこと盛なる故諸大名愈々物を遣ひ上の御威勢の烈しきに恐れて手前の困窮をも顧みず京都大阪の町人より金を借り返辨もならず大方はよこねるこゝになれば其後は金を貸さず然るに金銀のかはりめに困窮以ての外なり。(政談)

以上の如く幕府及諸侯の財政難は之が救済策に就而爲政家經世家の頭腦を悩ましめたる所に於て而して其救済策として採用せられたる所種々あり、就中重要なりしものは貨幣政策に依るもの、公債政策に依るもの、租稅政策に依るもの、三なり。吾人は其貨幣政策即貨幣改鑄に據る救済策に關する經濟上の一般影響及び之に關する學說は後日の研究に之を讓る可く、又公債政策に依るものは當時我國に於ける商業の中心

地たりし大阪の富豪巨商に頼りしものにして諸侯は早くより此地に藏屋敷を設けて藏役人(藏元)をして其領米の販賣を取扱はしめしが寛永正保の頃より諸藩中此を町人に委託するものあるに至れり。町人藏元是なり。斯して諸侯は大阪富豪に町人藏元たるの利益を附與すると同時に拂下米を目當にして借上金をなし御用金を上納せしめしものなりき。然れども是先に徂徠の著述に明なる如く、この借上金は米價下落其他の事情によりて返済を完ふする事を得ざるに至りて茲に有力なる財政救済策たらざるに至れり。次に租稅政策に據る財政救済策に就て觀れば封建制度は武士階級なる只管攻防を職とし經濟上の見地よりすれば一つの不生産階級を基礎として成立するものにして、從而既往國民皆兵即藩山徂徠等が言ふ農兵制度の時に比して其國家經費上に於て是等不生産階級を養ふに足る經費の増加を要するものなり。故に國家收入も亦増

加せるものにして蕃山が此間の消息を述べて

生民よりこのかた唐土にも本邦にも近年ほど年貢多く取事なし昔農兵の時は本邦も異國も年貢十一なり今三十萬石の國主家中の知行扶持米貳拾萬石にて仕廻拾萬石藏入となさでは公用私用不調體なり昔拾萬石の物成は一萬石なり今拾萬石の物成は中分にて五萬石なり。(大學或問)

如斯業に其徵稅額は非常の高率に達したるものにして新に要する國家經費支辨の爲に一般人民より年貢の形に於て増徴の餘地殆んど皆無と云ふべかりしなり。茲に於て當時の爲政家は新財源を運上(之が重なるものに二種あり一を海關稅の性質を有する長崎運上と云ひ、他を酒運上と稱して物産稅の性質を有せしものなり)及人頭稅若くは一般都市人に賦課する地子錢に求めたるものなり。而して海關稅に類する長崎運上は鎖國主義を固守し僅に和蘭支那と制限附交易を許したる當時に於ては多きを望むべからず酒運上の如きも私造を許せし當時にありては亦其大を期する可からざりしなり。人頭稅に至り

ては課稅の性質上不公平の非難を免れざるものにして、地子錢は最も必要なる課稅なりと雖、未だ大に國家財政の急を救ふに足らざりき。之を要するに何れの新稅増徴は以て國庫の不足を充すに足るものなかりしなり。

此時に當り春台が新課増課の有害にして實益の伴はざるを見、國家機關をして地方物産を專賣せしめ、以て國庫充實の一大手段とせるは吾人の看過する能はざる卓見と云ふべし(經濟錄拾遺參照)。

當時國家經濟を律すべき原則は素より支那傳來の消極的原則にして即量入節出の原則なり。春台曰く

王制に量入以爲出といへるは即ち節用の道なり量入以爲出といふにつきて出を入なり少くすべしと云ふは凡て天下國家に經費といふ事有り經は常なり經費とは常のいりめと云ふ義なり(中略)此經費はすなはち出入の出なり入と出と同じほどならば好かるべしと常の人ば思ふ故に有餘不足なり一はいに生産を治むるを今の世には上計とす然るに天下國家には不慮

といふ事有り不慮ははからずと云ふ義にてなもひがけぬ事也
國に水旱大風の災あれば年穀不熟して邑入不足する是第一の
不慮なり次に水火の二つは天災なり盜賊は人禍(災の誤りか)
なり又軍旅行役は國家の大事なり軍旅は治世にはなきことな
れ共武備を忘れ又は國を守る道なれば治世にも軍旅をば常に
心にかぐべきなり行役は今の世に京都大坂などを戒る在番の
類なり凡て軍役の旅行を行役と云ふ行役は治世にも必する事
なり此等は外來の不慮なり家に病人死人あるは内の不慮なり
かくの如く内外の不慮何れかは知らず時々に出來りて米穀貨
財を費す事あり(中略)凡て不慮といふ事は天下國家より吾人
の家までも必する事なれば此備を豫なきずしては叶はず(經
濟録食貨編)

之を今日の學說より見れば亦愚論たらざるを得
ざるものなれども、當時我國の一般經濟狀態を
願れば寧ろ不得止の論とも云ふべし。瀧本氏は
此の學說を支那學說を盲從的に祖述せるものと
して甚敷之を非難せり。吾人亦此等の説が支那
學說に發したる事を認めざるにあらざれども、
而も吾人は是の學說に對しては非難すべき如何
なる點をも見出す能はざるなり。何となれば當

時我國は殆んど完全なる鎖國を實行し大商業と
雖猶地方間の通商なるか諸侯の米倉を相手とす
るに過ざる有様にして、工業に至りては手工の
域を脱せざるは勿論、手工も充分力を盡すに足
るべき必要な程なりしかば是等商工業より徵
税して得る所の收入は頗る僅少なり。人口の大
部分を占むる農民よりは殆んど其能力の許す限
りに於て徵税し増徴の餘地を存せず。其他正常
なる政策に依りて國家の積極的施設に當つる財
源なき事前述の如し。事情正に如斯消極的の量
入制出の學說は必要不可缺の説たらずんばあら
ず。吾人は彼等大儒が盲目的に支那學說を祖述
せりと云はんよりも、當時の事情を顧みて説を
作すに當つて支那學說を引用せりと云ふを以て
正當なりと思惟するなり。

第二 租稅徵收の目的

租稅徵收の第一の目的が國家經費支辨にある
は古今東西に於て差異ある事なし。吾人が本項

に於て論述せんとするはこの第一目的に非ずし
て第二次的即附隨目的なり。即租稅政策をして
社會政策に利用して以て其目的を達する爲の一
手段となさんとする問題なり。

現今租稅政策を以て社會政策の一手段とする
問題に就ては財政學者間に種々の議論の存する
所なりと雖、今日實際上に於ける徵稅法を見る
に社會政策的見地の存在するは明白なる事實な
り。吾人は吾人の祖先が既に二百年以前に於て
早くも租稅徵收に社會政策的意味を包含せしめ
たる學說あるを見るなり。春台、蕃山等は租稅
を以て自由競争より生ずる貧富の懸隔を矯正す
る手段と見ることなかりしも然も等しく社會政
策の一部たる勤勉獎勵の手段となせるものな
り。即春台の曰く

土の肥瘠と田の上中下とに因て四つより多きもあり少なき
もあり中を取て四つを今の世の通法とす古の井田の法の什一
といふより觀れば厚歛に似たれ共今の世は是にて民の痛みも

なし凡て稅歛を薄くするは王の仁政なれば租稅をば少く取
るを美とする事勿論なり然れ共民は小兒の如くなる者にて衣
食充足したる上にも上の政餘りに寛なれば覺えず怠慢して耕
作を精勤せず惰惰の民となりて其終には又衣食に乏しくなり
て飢寒に苦み年貢に追れて罪に陥る者も出來るなり凡政は寛
と猛とを兼行ふを善とす。

吾人は殆んど同一學說を鳩巢蕃山の著書中に
發見するなり。室鳩巢の曰く

貢は民の爲なり誤りて君の助とする事勿れ其故は本來君た
らん事を求めたるにあらず民君たらんことを求めて君民を助
けん爲に萬乘の位に昇る唯民を利せん事を謀て己を利せんこ
とを不謀是を以て己を利する事なし其功を治るに三つの心持
あり。

第一農人は天地生植の財を掌りて天下の衣食に勞するもの
なり自飽までに食ひ暖に着べからず是を以て天下の爲に貢を
治む

第二常人の情豊年には凶年を不思五穀を放にして綿布を私
する時は天下の凶年をすくふ事不克是を以て天下の爲に貢を
治む。

第三勇士を養ふて弓箭兵仗を不帶は天下の猛惡をなまめて
天下を安んずる事不能官人をおきてをしへ化育を助すれば天

下の愚蒙を救て天下を善する事不能是を以て天下の爲に善を
なすむ故に聖人民間に税する事不舒更に自己の爲に衣食金銀
を食るに非ず。(不亡鈔卷三)

吾人は同じく租税を社會政策に利用するに及
んで其期する所に今日のそれと相違の存するは
之を時勢の然らしむるものなりと斷するものな
り。當時我國の經濟狀態の發達遲々にして文明
の病的傾向たる貧富の懸隔未だ甚しからず。従
て之が救濟策の如きは猶學者の顧慮に上らざり
しなり。寧ろ鎖國主義を奉じ農業を國本とせる
當時の我國に於ては農民の勤勉こそ唯一の國家
繁榮の基礎たりしなり。

第三 租稅負擔の公平

租稅制度を樹立するに及び、各種の納稅者に
對する負擔は公平に保存することは其第一要件
なり。從而租稅を以て社會政策の一段に供す
ると否とを問はず。課稅の原則を納稅力說に置
くは今日の財政學者の悉く一致する所なり。是

れ國家が人民共同の利益を保護するに要する經
費の大部分を租稅に求むるが爲に生ずる必然的
の結果なりと云ふべし。
我徳川幕府が國家財政上の收入を租庸調の三
法に求めたりしと雖、其大部分を第一の地租(年
貢)に求めたる事は上述の如し。然るに幕府の中
央集權的政策と貨幣經濟の發達商業の普及とは
江戸其他の都市の發展を惹起し、都市に於ける
商工の繁盛蓄富を致さしめたりと雖、之に課稅
するに至らず。只管農民にのみ重稅を課せしな
り。茲に於てか負擔の公平は到底望むべからず。
納稅額をして納稅力に比例せしめんとする納稅
力說と其根底に於て反せしなり、徂徠は當時に
於て既に徵稅の納稅力に依らざるべからざる理
を解せしか

京江戸大坂伏見杯に地子錢を出さぬ事古法に違ふこと也田
舎の地には年貢を不出地なし都も古は此如百姓より計り年貢
を取て町人には取らぬは如何なる故によりて町人の會釋はケ

〔様に結構成ことそや。(政談)〕
と唱へて都人商人の民にも課稅すべきを力説し
たるなり。

鳩巢は殆んど純然たる單稅制度を理想とせり
然るに當時農村の一部に今日の地租に類する年
貢(地子)と戸別稅に類する棟別との二重課稅を
なし農民をして重稅に苦ましむるを見て其甚だ
然るべからざるを論じ更に一般課稅法に及んで
農民の邑には地子を取て棟別を取へからず其子弟家ありと
いへども父兄既に邑に地子を出せばなり工商の邑には地子
不取して棟別を取べし不毛の地にして貨財あればなり但し事
に寄るべき義なり驛路に駒の口を取り海村に船役を取り惣し
て民に運上をとること僅少を善とす。(不亡鈔卷三)
と述べて單稅制度に依る課稅負擔の公平を保た
しめんとせり。

次に吾人が怪む所は徂徠の如き卓見家にして
人頭稅の形態に於て當時稅法の一部を形成せる
庸法を制定すべきを論せし事なり。即徂徠が
入夫を出すに田地の高にて出すこと無理なり田地よりは年

貢を出す故外に何も出すべからず二重に取は非道也是は百姓
の仲間にて年貢にても運ぶは手前より運ぶことなる故年貢米
の多少に應じて割合をするによりて田地の高に應じて入夫を
聚る事の有を準して公儀より當る入夫も其法を用ひたる也公
役の入夫は人の頭數にて男子二十才より五十九才までの男子
を一年に三日づ、使ふ事はれ古の聖人の法也。(政談)
と云へるは聊か吾人の同意するを得ざるの論た
り。然りと雖、當時の經濟狀態に於ては物質財
と勞働とを各々別箇の物と思惟せる正當の理由
もあり、或は其結果によるか。而も吾人をして
嚴に言はしむれば徂徠は納稅力は只物質財の蓄
積の絶對數量に比例するものと思惟して納稅力
が物質財非物質財の蓄積に伴つて効用漸減の法
則に支配さるゝ所以に思ひ至らざりしが如し。

此點に關しては新井白石は一步進みたる意見
を有し、當時惡貨改鑄に際して其費用を人頭稅
に求めんとする説起るに及び極力其不公平を高
唱せるを見るなり。(折たく柴の記中卷參照)
次に吾人は負擔の公平並に私曲の行はるゝ餘

地の有無の見地より割合税を可とするか定率税を是とするかの時論に對して蕃山春臺の學說を紹介せんとす。

蕃山曰く

無事の時は定免よし定免なれば大かたの不足は堪忍して出すものなり毛見を受くれば免のさがりは知れてあれども右にいふ如く其さがりよりは一倍も損有るによりてなり故に豐年凶年によらず年々の見取りと云ふ事大にあしき事なり此道理を不知してする者あり又知れども私欲の爲に代官手代などを好むもあり。(集義和書)

春臺曰く

日本の古は姑置て論せず當代には定免に勝れる善き法はなし視取は甚しく民に害あり子細は代官の秋成を視るを今の俗に毛見と云ふ代官の毛見に行く時其處の民數日奔走して供具を營み道を除ひ宿舎を酒掃し前日より種々の珍膳を調へて其來るを待つ當時は庄や名主などいふ者人馬肩輿を率て境まで出迎の館舎に到れば種々の饗應をなし其上に種々の進物を献め其歡樂を極め手代等はいふに及はず僕從の至て賤き者までも其品に應じてそれ／＼に金銀を贈るかくの如くする其費幾何といふ事を知らず若少も彼等が心に滿ぬ事あればさま／＼

我徳川初代に於て世は漸く貨幣經濟時代に入りたりと雖も未だ貨幣の流通運用一般た普及せず貨幣經濟の利益亦充分世人の認識に上らざりき否却つて物々交換の遲鈍なる經濟狀態に馴れ貨幣經濟の敏速なる活動を喜ばずして之に對する非難ありし程なり。從而幕府其他の諸侯の財政上収入は一二輕少なる税目を除き其最大税目にして収入の大部分を形成するものは實に年貢と稱する寶物納即米穀なりしなり。而して支出の大部分を形成せる武士の祿亦大半は米穀にし支給せられしものなれども、而も經濟狀態の發達に連れて瀧本氏の所謂備人制度漸く廣く行はれて金銀即貨幣にて俸給を支給せらるゝもの次第に多きを加ふるに至れり。殊に小名にして譜代の武士を多く蓄ふるを得ざる者は勢一時的の雇傭人を多く使用し從而其支出の大部分が貨幣より成るに至りしものなり。茲に於ては幕府以下諸侯殊に小名の財政上に多少の困難を來さざる

の難題を以て其民に圖賴て苦しめ其上に毛見するに及て下熟を上熟なりと云て免を高くす(中略)是偏に視取より起れり民の痛み國家の害と云ふは是なり定免なれば毎年の毛見に及はず定まれる免の如取納する事相違なし然れば民より代官に賂ふこともなければ小民の役使せらるゝ事もなし金銀の費る事もなき故に民の苦みなし(中略)今の世の田租の法定免に勝る事なしと云は是なり大聖神馮の法なれば言ふ事も愚なるべし。(經濟錄食貨編)

今日に於ては何人も定免(定率税)に依て始めて租稅負擔の公平を期待するを得る事を否定せざるべし當時は猶見取(割合税)廣く行はれて之が爲、私曲行はれて負擔の公平は到底望む可らざりしなり。茲に蕃山春臺等が斷然定免の利益を唱導して其實行を期せしは吾人之を稱賛せざるを得ざるなり。

第四 現物出納

經濟狀態未だ進まずして貨幣經濟時代に達せざる所謂物々交換の時代に於ては國家財政上の收支共に寶物を以て之を行ひしこと論を俟たず

を得ず。何となれば一方収入は米穀には收納し他方支出は金銀を以て之を行ふが故に米價の變動は直に財政上に影響したり。例へば享保七年以來の米價の下落により財政殊に小名の財政上に大なる苦痛を惹き起せるが如し。

以是太宰春臺は此間の消息を述べて武士の俸給(當時國家支出の大部分を形成せるもの)は米穀によらざるべからざる事を論せり。

國家に直參する者は卒徒の數まで皆米俸なり卒は足輕の類なり徒は中間小人の類なり諸侯の國には米俸あり金俸あり諸侯の中にも故き諸侯の國には米俸多く金俸少し或は金俸なきもあり新國には金俸多く米俸少し諸侯の國にて金俸を出すは甚不便なる事なり子細は大も小も諸侯は其國より收納する物は米なり此米を賣て金銀を取る米價貴ければ金銀を取る事多し米價賤しければ金銀を取る事少し諸侯の人を養ふ所を計るに給人は少く無足人は多し米は土地より出るものは水旱の災なければ收納するところ増減なく毎年同然なり給人は米を取らるものなれば給人に給する米も増減なく毎歲同然なり只無足人に給するところ金俸なれば米價の高下に因て米の出るところ増減あり元祿以來享保六七年までの如く米價貴き時は金

俸の爲に米を出す事少くして上に利あれ共壬寅より以來米價甚賤くなりては金俸の爲に米を出すこと前の一倍に過ぐ又近年來大小の諸侯皆貧窮して國用足らざる故に給人の祿を減し或は死亡せる闕をも補はす或は罪なきに永き暇を賜ふ類頗る多し：所詮は元祿以來奢侈の餘風と云ひながら金俸の者多き故なり。(經濟録食貨編)

又同篇次節に

今の世は金幣を貴ぶ故に諸侯の國にても萬事の費用を金銀にて定む例へば：(中略)：と云ふ類の如き是なり無足人を金俸にて畜ふのみならず簡様に萬事の費用を金銀にて定むる事世の習俗にて大なる誤なり(中略)若此類の費用を米にてつもらて某の爲米若干石其の爲に米若干石と定置けは米價の貴き時も賤き時も米の出るところ増減なくして是を出す方に損益なし然る時は毎年の費用一定して會計もなしやすし。

以上は春臺か論述せる所より其要點と思惟せらるゝ所の一部を抄録せるものなれども、其論述は詳細に渡り、貨幣を以て經費を辨ずる弊を痛論して餘蘊なきものなり。熊澤蕃山が大學或問、集義和書に於て米遣(即米穀を以て賣買の媒介物とする)法を力説せるも亦其論據春臺の現物出納説に等しきが如し。

恐慌と利子歩合(上)

高城仙次郎

緒言

目下各歐米交戦國は云ふに及ばず、他の中立國に至る迄戦亂の影響を蒙り、國民經濟は著しき變態を呈しつゝあるは茲に喋々するの必要を見ざる所なるが、其變態中特に吾人の注意に値ひするは各交戦國民の生産能力が主として軍器軍需品の製作、産出に集中せられたるの一事なる可し。此軍用品中には政府の自給せるもの少からざれども、其大部分に對しては民間生産業者の供給を仰ぎつゝあるを以て、此種の産業は般賑を極め其利潤は未曾有の率に達し、此方面に於ける事業の新設又は擴張に投せられたる資本は其の幾何なるを知るに苦むの盛況を呈せり然りと雖も、戦争は無限に繼續するものに非ざ

れば、早晚干戈の收めらるゝに至るは論なき所なるが、一朝平和克復せられて、軍器、軍需品の需用が頓に激減したる曉には其生産者は一大打撃を蒙り、幾多の破産者を出だし、其餘勢は經濟界全體に波及する結果として、普通『恐慌』として知らるゝ状態を現出するに至るやも測り知る可からず。戦後に於ては各國とも此所謂恐慌の襲來を受くるならんも、其の程度の一樣ならざる可きは勿論なるが、最も強甚なる恐慌を期待す可き國は或は北米合衆國ならんか。我國に於ても、戦争勃發以來、製鐵、造船、軍需品の製造、海運、製藥、化學工業等の事業が大に發達し、其新設又は擴張に投せられたる資本額は數億圓に上れるの狀態なるを以て、平和の恢復は我經濟界に一大動搖を與へずんば止まざる可し。殊に我輸出業の最大顧客たる米國が不景氣に襲はるゝが如きことあらば、我産業界は其餘波を蒙りて、一大恐慌の發生を誘致せざるを

保せざるなり。従つて我爲政家並に企業家は宜しく我産業と歐米の經濟状態との關係の真相を究め、應て襲來するの虞ある恐慌の害毒を緩和するの方策を豫じめ攻究して之に備ふることを怠りて可ならんや。予が本篇に於て恐慌と利子歩合との關係に就きて一卑見を開陳せんと欲するは聊か此問題に對して世人の注意を喚起せんとする微意に外ならず。而かも、恐慌は頗る複雑なる現象にして、其全般に亘りて愚見を叙述するは本稿の如き一少短篇の範圍内に於ては不可能なるを以て、恐慌と金利との間に存する密接なる關係のみに就きて卑説を述べんと欲す。

第一節 恐慌とは何ぞや

我國に於て普通恐慌と稱せらるゝ經濟界の一状態は獨逸語にては Krise 又は Krisis 佛語にては Crise 英語にては Crisis 又は panic と稱しつゝあるが、Krise, Krisis, crise, crisis は共に希臘語の Krisis (krisis) より出でたるものなり。